

<p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一五年四月一 日政令第一八号） 抄</p> <p>（施行期日等） 第一条 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度を定める政令及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法施行令の規定は、平成十五年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担金から適用する。</p>
<p>附 則 （平成一五年六月二七日政令第二九二号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一五年六月二七日政令第二九七号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一五年七月三〇日政令第三四二号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一五年七月三〇日政令第三四四号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一五年八月二九日政令第三九〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。</p>

<p>附 則 （平成一五年八月二九日政令第三九〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年一月三〇日政令第一四号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十七条から第五十九条までの規定は、平成十六年一月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年三月五日政令第三二号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年三月二六日政令第八三号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年五月二六日政令第一八一号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。</p>

<p>附 則 （平成一六年五月二六日政令第一八一号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年一月二二月三日政令第三三号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年三月二六日政令第八三号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年五月二六日政令第一〇二号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成一六年七月八日政令第二〇〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 （平成一六年七月八日政令第二〇〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （令和二年七月八日政令第二一七号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年七月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二九年一〇月二五日政令第二一〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二九年一〇月二五日政令第二一〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二九年七月六日政令第二一〇号） 抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。</p>

において準用する場合を含む。)に規定する交付金

- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第七十五条第一項第一号の規定による負担金
- 五 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第二条第一項に規定する交付金及び同条第四項の規定による負担金

- 六 削除
- 七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一百九十五条第一項に規定する交付金

- 八 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第三条に規定する補助金

- 九 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第二百三号)第二条の規定による負担金

- 十 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第四条の規定による負担金

- 十一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第二百三十六号)第三条第一項の規定による

- 十二 削除

- 十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第百四十三号)第六条の規定による負担金

- 十四 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第二十二条の規定による負担金及び同法第二十二条の二の規定による交付金

- 十五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第十四条の規定による交付金

- 十六 新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第十四号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)第二条の規定による利子補給金

- 十七 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十一条の三の規定による負担金

- 十八 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)

- 十九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法

律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十条の規定による負担金

- 二十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六十一条第二項の規定による負担金

- 二十一 交付地方債元利償還金等補助金

- 二十二 無医地区医師派遣費補助金

- 二十三 合みつ糖対策費補助金

- 二十四 糖業振興臨時助成金

- 二十五 小笠原諸島振興開発費補助金(診療所運営費に係るものに限る。)

- 二十六 人権啓発活動等委託費

- 二十七 教員研修事業費等補助金(ウタリ教育振興奨学生事業費に係るものに限る。)

- 二十八 学校教育設備整備費等補助金(理科教育設備、定期制高等学校等設備整備等及び特殊教育設備整備費等に係るものに限る。)

- 二十九 高等学校定期制及通信教育振興奨励費補助金

- 三十 教育方法等改善研究委託費(スクールカラウンセラーアクション調査研究委託及び登校拒否児の適応指導教室実践研究委託に係るものに限る。)

- 三十一 地域改善対策高等学校等進学奨励費補助金

- 三十二 幼稚園就園奨励費補助金

- 三十三 高等学校産業教育設備整備費等負担金

- 三十四 特殊教育就学奨励費補助金

- 三十五 へき地児童生徒援助費等補助金

- 三十六 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金

- 三十七 在外教育施設派遣教員経費交付金

- 三十八 公立学校施設整備費補助金

- 三十九 新産業都市等事業補助率差額

- 四十 公立学校施設整備費負担金

- 四十一 私立高等学校等経常費助成費補助金

- 四十二 厚生科学研究費補助金

- 四十三 身体障害者福祉費補助金(市町村在宅福祉事業、障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業費を除く。)及び施設福祉対策費に係るものに限る。)

- 四十四 特別障害者手当等給付費負担金
- 四十五 児童保護費等補助金(職親委託等、心身障害児等デイサービス事業費、心身障害児等地域療育等事業費、特別保育事業費及び家庭支援推進保育事業費に係るものに限る。)

四十六 身体障害者保護費負担金

- 四十七 児童保護費等負担金

- 四十八 精神保健対策費等補助金(精神障害者通院医療費、精神障害者医療保護入院費等、精神障害者社会復帰促進費、地域精神保健福祉対策費及び精神障害者社会復帰施設等運営費に係るものに限る。)

- 四十九 精神障害者措置入院費等負担金

- 五十 医療施設運営費等補助金(へき地中核病院等運営費、へき地診療所運営費、へき地巡回診療車等運営費、沖縄へき地歯科診療班運営費、離島歯科診療班派遣運営費、病院群輪番制病院等運営費、救命救急センター運営費及び独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第二百九十一号)附則第五条第一項に規定する旧国立病院等(以下「旧国立病院等」という。)の再編成に係るものに限る。)

- 五十一 医療施設等設備整備費補助金

- 五十二 医療施設等施設整備費補助金

- 五十三 保健衛生施設等設備整備費補助金

- 五十四 保健衛生施設等施設整備費補助金

- 五十五 保健衛生施設等設備整備費負担金

- 五十六 保健衛生施設等施設整備費負担金

- 五十七 ハンセン病対策事業委託費

- 五十八 結核医療費補助金(公費負担医療費適正化対策費に係るものを除く。)

- 五十九 婦人保護施設運営費補助金

- 六十 一時保護施設整備費負担金

- 六十一 生活福祉資金貸付等補助金

- 六十二 地方改善事業費補助金

- 六十三 地方改善施設設備整備費補助金

- 六十四 地方改善施設整備費補助金

- 六十五 社会福祉施設等設備整備費補助金

- 六十六 社会福祉施設等施設整備費補助金

- 六十七 社会福祉施設等設備整備費負担金

- 六十八 社会福祉施設等施設整備費負担金

- 六十九 在宅福祉事業費補助金(居宅生活支援事業に係るものに限る。)

七十 軽費老人ホーム事業費補助金

- 七十六 農業近代化資金利子補給等補助金

- 七十七 農業委員会費補助金

- 七十八 小規模零細地域対策事業費補助金

- 七十九 山村等振興対策事業費補助金(小規模零細地域対策當農等相談事業費、都道府県が実施する農村地域農政総合推進事業費、中山間地域経営改善・安定資金等融通促進費及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業費に係るものに限る。)

- 八十二 農村地域整備開発促進費補助金(規模零細地域対策當農等相談事業費、都道府県が実施する農村地域農政総合推進事業費、中山間地域経営改善・安定資金等融通促進費及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業費に係るものに限る。)

- 八十三 農地調整費交付金

- 八十四 農業構造改善事業費補助金

- 八十五 農業生産体制強化対策事業費補助金

- 八十六 水田営農推進交付金

- 八十七 新生産調整推進対策調査等委託費

- 八十八 新生産調整推進対策地域調整推進事業費補助金

- 八十九 農業改良普及対策費補助金

- 九十一 牛肉等閑税財源畜産再編総合対策費補助金

- 九十二 食品流通等総合対策事業費補助金

- 九十三 食品流通等総合対策推進事業費補助金(いもでん粉工場再編整備基本方針策定事業費に係るものに限る。)

- 九十四 野菜価格安定対策費補助金

- 九十五 御売市場施設整備費補助金

- 九十六 試験研究調査委託費(指定試験事業委託に係るものに限る。)

- 九十七 農林水産業関係試験場費及び地域先端技術等研究開発促進事業費に係るものに限る。)

- 九十八 保安林整備事業委託費

- 九十九 森林資源管理費補助金(保安林整備管理事業費に係るものに限る。)

- 一百 林業生産流通振興事業費補助金(普及活動高度化特別対策事業費、森林林業普及啓発推進事業費、林業後継者育成事業費、国民参加の森林づくり推進事業費、新作業システムオペレーター育成事業費はつらつ林業女性活動促進事業費及び林業技術教育促進事業費に係るものに限る。)

- 百一 林業生産流通振興基盤施設整備費補助金

百二十一 林業構造改善事業費補助金	百二十三 漁業振興事業費補助金（水産業改良普及事業対策費に係るものに限る。）
百二十四 沿岸漁業構造改善事業費補助金	百二十五 漁業近代化資金利子補給等補助金（漁業近代化資金利子補給及び漁業経営維持安定資金利子補給等に係るものに限る。）
百二十六 水産業振興施設整備費補助金	百二十七 水産業改良普及事業交付金
百二十八 小規模事業指導費補助金（地域改善対策指導事業に係るものに限る。）	百二十九 工業団地造成利子補給金
百三十 旅行業者登録等事務委託費	百三十一 バス運行対策費補助金（地方バス路線維持費に係るものに限る。）
百三十二 障害者職業能力開発校運営委託費	百三十三 特定地域開発就労事業費補助金
百三十四 職業転換訓練費補助金	百三十五 建設業等登録免許事務委託費
百三十六 公営地下高速鉄道事業助成金	百三十七 削除
百三十八 農業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二条号）第三条第一項に規定する利子補給金	百三十九 農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第一項に規定する利子補給金
百四十 人権啓発活動等委託費	百四十一 流通飼料対策費補助金
百四十二 特殊教育設備整備費等補助金	百四十三 牛肉等関税財源畜産再編総合対策費補助金
百四十四 私立学校施設整備費等補助金	百四十五 飼卵価格安定対策費補助金
百四十五 私立学校施設高度化推進事業費補助金	百四十六 大豆備蓄対策費補助金
百四十六 科学研究費補助金	百四十七 試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託に係るものに限る。）
百四十八 アイヌ文化振興等事業費補助金	百四十九 精神保健対策費等補助金（精神障害者社会復帰促進費に係るものに限る。）
百五十 厚生科学研究費補助金	百五十一 保育林整備事業委託費
百五十二 精神保健対策費等補助金（精神障害者社会復帰促進費に係るものに限る。）	百五十二 身体障害者福祉費補助金（在宅重度障害者通所援護事業費に係るものに限る。）
百五十三 水産業流通振興事業費補助金（普及活動高度化特別対策事業費及び国民参加の森林づくり推進事業費に係るものに限る。）	百五十三 医療施設等設備整備費補助金
百五十四 林業生産流通振興事業費補助金（普及活動高度化特別対策事業費及び国民参加の森林づくり推進事業費に係るものに限る。）	百五十四 保健衛生施設等設備整備費補助金
百五十五 林業技術開発事業費に係るものに限る。）	百五十五 水産業流通対策事業費補助金（漁業安定基金造成費に係るものに限る。）
百五十六 水産業振興事業費補助金（水産業改良普及事業対策費に係るものに限る。）	百五十六 漁業共済事業実施費補助金（漁業共済団体の常勤の職員の給料及び手当に係るものに限る。）
百五十七 保安林整備事業委託費	百五十七 新規産業創造技術開発費補助金
百五十八 保育林整備事業委託費	百五十八 ニースホステルセンター業務委託費

別表第二（第七条関係）

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十二条の規定による負担金	二 農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第一項に規定する利子補給金
三 削除	三 十八 農業園芸振興事業推進費補助金（果実等生産出荷安定基金造成費に係るものに限る。）
四 農業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二条号）第三条第一項に規定する利子補給金	三十九 新生産調整推進助成補助金
五 漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二条号）第三条第一項に規定する利子補給金	四十 畜産再編総合対策推進事業費補助金（経営効率化機械緊急整備リース事業費に係るものに限る。）
六 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第二十条の規定による補助金	四十一 流通飼料対策費補助金
七 アイヌ文化理解促進等事業費補助金	四十二 飼卵価格安定対策費補助金
八 法律扶助事業費補助金	四十三 牛肉等関税財源畜産再編総合対策費補助金
九 人権啓発活動等委託費	四十四 牛肉等関税財源流通飼料対策費補助金
十 人権啓發活動等補助金	四十五 食品流通等総合対策推進事業費補助金（いもでん粉工場再編整備対策事業費に係るものに限る。）
十一 学校教育設備整備費等補助金	四十六 大豆備蓄対策費補助金
十二 特殊教育就学奨励費交付金	四十七 試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託に係るものに限る。）
十三 私立学校施設整備費等補助金	
十四 私立大学等研究設備整備費等補助金	
十五 私立学校施設高度化推進事業費補助金	
十六 科学研究費補助金	
十七 アイヌ文化振興等事業費補助金	
十八 厚生科学研究費補助金	
十九 精神保健対策費等補助金（精神障害者社会復帰促進費に係るものに限る。）	

四十八 農林水産試験研究費補助金（地域先端技術等研究開発促進事業費、農林水産新産業技術開発事業費及び農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業費に係るものに限る。）
四十九 保安林整備事業委託費
五十 林業生産流通振興事業費補助金（普及活動高度化特別対策事業費及び国民参加の森林づくり推進事業費に係るものに限る。）
五十一 水産業振興事業委託費（栽培漁業技術開発委託（健苗育成技術開発費及び生態系保全種苗生産技術開発事業費を除く。）に係るものに限る。）
五十二 水産物流通対策事業費補助金（魚価安定基金造成費に係るものに限る。）
五十三 漁業振興事業費補助金（水産業改良普及事業対策費に係るものに限る。）
五十四 漁業共済事業実施費補助金（漁業安定基金造成費に係るものに限る。）
五十五 漁業近代化資金利子補給等補助金（漁業経営維持安定資金利子補給等に係るものに限る。）
五十六 新規産業創造技術開発費補助金
五十七 ニースホステルセンター業務委託費